

## 議第71号

### 滋賀県立長浜ドームの設置および管理に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成31年 2月15日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

#### 滋賀県立長浜ドームの設置および管理に関する条例の一部を改正する条例

滋賀県立長浜ドームの設置および管理に関する条例（平成4年滋賀県条例第24号）の一部を次のように改正する。

別表第1項第1号の表中「6,800」を「7,270」に、「10,500」を「11,200」に、「13,600」を「14,500」に、「21,000」を「22,500」に、「27,100」を「29,000」に、「48,200」を「51,500」に、「74,200」を「79,400」に、「96,700」を「103,000」に、「42,100」を「45,000」に、「54,400」を「58,200」に、「136,000」を「145,000」に、「210,000」を「225,000」に、「271,000」を「290,000」に、「1,980」を「2,120」に、「2,710」を「2,900」に、「3,350」を「3,580」に、「5,050」を「5,400」に、「6,670」を「7,130」に、「3,970」を「4,250」に、「4,710」を「5,040」に、「1,360」を「1,450」に、「2,220」を「2,370」に改め、同項第2号アの表中「240」を「260」に、「380」を「410」に、「540」を「580」に改め、同号イの表中「240」を「260」に、「2,400」を「2,600」に、「380」を「410」に、「3,800」を「4,100」に、「540」を「580」に、「5,400」を「5,800」に改め、別表第2項第1号の表中「2,960」を「3,170」に、「800」を「860」に、「3,830」を「4,100」に、「4,820」を「5,150」に、「2,220」を「2,370」に、「540」を「580」に、「3,590」を「3,840」に改め、同項第2号の表中「2,340」を「2,500」に、「2,960」を「3,170」に、「3,590」を「3,840」に、「5,440」を「5,820」に、「7,780」を「8,320」に、「2,100」を「2,250」に、「2,850」を「3,050」に、「3,470」を「3,710」に、「5,210」を「5,570」に、「7,310」を「7,820」に改める。

付 則

この条例は、平成31年10月1日から施行する。